

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和４年12月21日付け４農産第3509号、４畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙１（第１の１関係） 国内肥料資源活用総合支援事業 第４ 事業の内容 <u>実施要領第１の１の（１）から（６）</u>までの事業の実施は、以下によるものとする。 （１）～（５）（略） <u>（６）肥料価格急騰時の影響緩和対策</u> <u>別紙１－６に定めるとおりとする。</u> 第５ 補助対象経費 １ 本事業の補助対象経費及び補助率は、<u>別紙１－１から別紙１－６</u>までに掲げるとおりとする。 ２・３ （略） 第８ 事業実施計画書の提出 １ 事業実施主体が第４の（１）又は（２）の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第６第２項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、別表１の区分欄の１の者については、本事業の実施場所が都道府県域を超えない場合は（１）の方法により、補助事業の実施場所が都道府県域を超える場合は（１）又は（２）のいずれかの方法により提出するものとする。また、別表１の区分欄の２から４までの者については、別紙１－１の第２又は別紙１－２の第２の計画に位置付けられた取組範囲が都道府県域を越えない場合は（１）の方法により、取組範囲が都道府県域を越える場合は（１）又は（２）のいずれかの方法により提出するものとする。 （１）都道府県協議会への提出 ア・イ （略） ウ 地方農政局長等は、イの事業実施計画書について<u>別紙１－</u>	別紙１（第１の１関係） 国内肥料資源活用総合支援事業 第４ 事業の内容 <u>実施要領第１の１の（１）から（５）</u>までの事業の実施は、以下によるものとする。 （１）～（５）（略） （新設） 第５ 補助対象経費 １ 本事業の補助対象経費及び補助率は、<u>別紙１－１から別紙１－５</u>までに掲げるとおりとする。 ２・３ （略） 第８ 事業実施計画書の提出 １ 事業実施主体が第４の（１）又は（２）の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第６第２項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、別表１の区分欄の１の者については、本事業の実施場所が都道府県域を超えない場合は（１）の方法により、補助事業の実施場所が都道府県域を超える場合は（１）又は（２）のいずれかの方法により提出するものとする。また、別表１の区分欄の２から４までの者については、別紙１－１の第２又は別紙１－２の第２の計画に位置付けられた取組範囲が都道府県域を越えない場合は（１）の方法により、取組範囲が都道府県域を越える場合は（１）又は（２）のいずれかの方法により提出するものとする。 （１）都道府県協議会への提出 ア・イ （略） ウ 地方農政局長等は、イの事業実施計画書について<u>別紙１－</u>

<u>7</u>の第1に基づき審査を行うものとする。 エ・オ (略) (2) 地方農政局長等への提出 ア (略) イ 地方農政局長等は、事業実施計画書について次の観点から確認を行うとともに、<u>別紙1－7</u>の第1に基づき審査を行うものとする。 (ア)～(ウ) (略) ウ (略) 2 都道府県協議会が第4の(3)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 地方農政局長等は、次の観点から確認を行うとともに、<u>別紙1－7</u>の第2に基づき審査を行うものとする。 ア～ウ (略) (3) (略) 3 事業実施主体が第4の(4)又は(5)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 農産局長は、<u>第4の(4)の事業は別紙1－7の第3に基づき、第4の(5)の事業は別紙1－7の第4に基づき審査の上、補助金交付候補者を選定し、事業実施主体に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。</u>	<u>6</u>の第1に基づき審査を行うものとする。 エ・オ (略) (2) 地方農政局長等への提出 ア (略) イ 地方農政局長等は、事業実施計画書について次の観点から確認を行うとともに、<u>別紙1－6</u>の第1に基づき審査を行うものとする。 (ア)～(ウ) (略) ウ (略) 2 都道府県協議会が第4の(3)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 地方農政局長等は、次の観点から確認を行うとともに、<u>別紙1－6</u>の第2に基づき審査を行うものとする。 ア～ウ (略) (3) (略) 3 事業実施主体が第4の(4)又は(5)の事業を実施しようとする場合、交付等要綱第6第2項の農産局長等が別に定める事業実施計画書の提出は、以下の方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 農産局長は、<u>別紙1－6の第3に基づき審査の上、補助金交付候補者を選定し、事業実施主体に対し、別記様式第7号により採択された旨を通知するものとする。</u>
別紙1－5 (別紙1の第4の(5) 関係) 国内外の肥料原料価格の動向等調査 第1 (略)	別紙1－5 (別紙1の第4の(5) 関係) 国内外の肥料原料価格の動向等調査 第1 (略)

第2 事業要件

本事業の要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 年間を通じて調査できる体制を構築し、調査結果を定期的に農林水産省農産局技術普及課（以下「技術普及課」という。）に報告すること。
- (2) 別記様式第5－3号別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付し、農産局長に提出すること。

第3 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表6に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- (1) 肥料原料の輸入価格の動向及びその要因に関する調査
財務省貿易統計等から、肥料用に輸入される窒素質原料、リン酸質原料及び加里質原料（以下「輸入肥料原料」という。）の輸入先国、輸入量及び通関価格を調査する。
(削る。)

- (2) その他国内外の肥料価格の動向把握に必要な調査
輸入肥料原料の輸入先国に関する動向や海上輸送に係る国際情勢など、輸入肥料原料の通関価格に影響を与え得る事項について調査する。

第4 (略)

第5 成果目標

本事業における成果目標は、技術普及課への第3の(1)及び(2)に掲げる調査の結果報告及び調査結果の公表とし、目標年度は事業実施年度とする。

(新設)

第2 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容は、以下の取組とし、補助対象経費は、別表6に掲げるもののうち事業に必要な経費とする。

- (1) 肥料原料の輸入価格の動向及びその要因に関する調査

- (2) 国内における肥料の販売価格の動向及びその要因に関する調査

- (3) その他国内外の肥料価格の動向把握に必要な調査

第3 (略)

第4 成果目標

年間を通じて調査できる体制を構築し、調査結果を定期的に公表することとする。目標年度は事業実施年度とする。

<u>別紙１－６（別紙１の第４の（６）関係）</u> <u>肥料価格急騰時の影響緩和対策</u> 第１ 事業の概要 <u>肥料原料価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、農業経営への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業（肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年12月20日付け３農産第2155号農林水産事務次官依命通知）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）に定める肥料価格高騰対策事業をいう。）の仕組みや効果等を踏まえ、肥料小売価格上昇時から原則１年の期間を対象に、化学肥料の使用量の低減等に向けて取り組む農業者に対し、影響緩和対策を実施するものとする。</u> 第２ 事業実施に必要な事項 <u>補助対象経費、補助率その他本事業の実施に当たって必要な事項は、事業の推進に必要な事務費に係る事項を含め、農産局長が別に定めるものとする。</u>	（新設）
<u>別紙１－７（別紙１の第８関係）</u> 事業実施計画書に対する審査基準 事業実施主体から提出された事業実施計画書については、下記の審査基準に基づき、評価する。 第３ 国内肥料資源流通促進支援 １～３（略）	<u>別紙１－６（別紙１の第８関係）</u> 事業実施計画書に対する審査基準 事業実施主体から提出された事業実施計画書については、下記の審査基準に基づき、評価する。 第３ 国内肥料資源流通促進支援及び国内外の肥料原料価格の動向等調査に係る審査基準 １～３（略）

審査項目		評価	ポイント
①～③（略）	（略）	（略）	（略）
④ 取組の規模	（削る。） ・ 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者等が広く参画可能な計画となっているか。 （削る。） （削る。）	（略）	（略）
⑤～⑦（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（略）	（略）	（略）
⑧ 国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会との関わり			

審査項目		評価	ポイント
①～③（略）	（略）	（略）	（略）
④ 取組の規模	<u>（国内肥料資源流通促進支援に係る事業実施計画書のみ）</u> ・ 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者等が広く参画可能な計画となっているか。 <u>（国内外の肥料原料価格の動向等調査に係る事業実施計画書のみ）</u> ・ <u>調査項目及び対象が適切に設定されているか。</u>	（略）	（略）
⑤～⑦（略）	（略）	（略）	（略）
<u>（国内肥料資源流通促進支援に係る事業実施計画書のみ）</u> ⑧ 国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会との関わり	（略）	（略）	（略）

第4 国内外の肥料原料価格の動向等調査に係る審査基準

- 1 下表に基づき、事業実施計画書ごとにポイント付けし、ポイントの合計値の最も高い事業実施計画書から予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。
- 2 審査項目において一つでも不採択がある場合又はポイントの合計値が10点未満の場合は、補助金交付候補者として選定しないものとする。
- 3 ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低いものを補助金交付候補者に選定する。

<u>審査項目</u>		<u>評価</u>	<u>ポイント</u>
<u>① 事業実施計画書の妥当性</u>	・ <u>事業の目的の達成に必要な調査内容を計画しているか。</u> ・ <u>スケジュールに無理がなく、実現可能性があるか。</u> ・ <u>事業実施経費は妥当なものになっているか。</u>	<u>概ね認められる</u> <u>一部認められる</u> <u>認められない</u>	<u>3</u> <u>1</u> <u>不採択</u>
<u>② 事業実施体制の適格性</u>	・ <u>事業の調査内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。</u> ・ <u>事業の目的の達成のために効果的な実施体制となっているか。</u> ・ <u>事業代表者に十</u>	<u>概ね認められる</u> <u>一部認められる</u> <u>認められない</u>	<u>10</u> <u>5</u> <u>不採択</u>

(新設)

	<u>分な管理能力があるか。</u> ・ <u>事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</u>			
③ 専門知識・ 適格性	・ <u>肥料の生産・流通等に関する専門的知識や経験等を有した人的資源を十分に有しているか。</u>	<u>十分に認められる</u> <u>概ね認められる</u> <u>一部認められる</u> <u>認められない</u>	<u>10</u> <u>6</u> <u>2</u> <u>0</u>	
④ 事業実施主体 の調査実績等	・ <u>肥料の生産・流通等に関する知識を十分有した者が参画し、これまでに類似の調査実績を有しているか。</u>	<u>実績が多くある</u> <u>実績がある</u> <u>実績がない</u>	<u>10</u> <u>5</u> <u>0</u>	
⑤ 調査の工夫	・ <u>調査方法に関して多数の情報元を設定しているか。</u>	<u>十分に認められる</u> <u>概ね認められる</u> <u>認められない</u>	<u>10</u> <u>5</u> <u>0</u>	

別表 1（別紙 1 の第 1 関係）

区分	対象事業	要件
1 ～ 5 (略)	(略)	(略)
6 民間 団体等	(略)	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められており、本事業の目的を達成するために必要な体制を有している次のいずれかの <u>団体</u> とする。 <u>また、別紙 1 の第 4 の（４）の事業を実施するに当たっては、全国的な観点から事業の目標を達成できるものとする。</u> (１) ～ (10) (略)
<u>7 その他</u>	<u>6 肥料 価格急 騰時の 影響緩 和対策</u>	<u>農産局長が別に定めるところによる。</u>

別表 6（別紙 1－2 の第 3、別紙 1－3 の第 2、別紙 1－4 の第 2、
別紙 1－5 の第 3 関係）

費目	対象事業	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>資料費</u>	<u>5 国内外の 肥料原料価 格の動向等 調査</u>	<u>・本事業を実施す るために直接必要 な図書、参考文献 等に係る経費</u>	<u>・新聞、定期刊行 物等、広く一般に 定期購読されてい るものを除く。</u>

(注) 1・2 (略)

別表 1（別紙 1 の第 1 関係）

区分	対象事業	要件
1 ～ 5 (略)	(略)	(略)
6 民間 団体等	(略)	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められており、 <u>全国的な観点</u> から本事業の目的を達成するため体制を有している次のいずれかとする。 (１) ～ (10) (略)
(新設)	(新設)	(新設)

別表 6（別紙 1－2 の第 3、別紙 1－3 の第 2、別紙 1－4 の第 2、
別紙 1－5 の第 2 関係）

費目	対象事業	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(注) 1・2 (略)

別記様式第 5－1 号

第 4 添付資料

1・2 (略)

3 共通

(1)～(5) (略)

(6) 実施要領別紙1－7の審査基準に基づくポイント付けに当たり必要となる資料

(7) (略)

(実績報告時) (略)

(チェック欄)

別記様式第 5－1 号

第 4 添付資料

1・2 (略)

3 共通

(1)～(5) (略)

(6) 実施要領別紙1－6の審査基準に基づくポイント付けに当たり必要となる資料

(7) (略)

(実績報告時) (略)

(チェック欄)

別記様式第 5－3 号

第 3 添付資料

(1) (略)

(2) 別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」

(3) その他農産局長が必要と認める資料

(実績報告時) (略)

(チェック欄)

別記様式第 5－3 号

第 3 添付資料

(1) (略)

(2) その他農産局長が必要と認める資料

(実績報告時) (略)

(チェック欄)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(別添)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① ☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② ☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐

申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ ☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④ ☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	☐
⑤ ☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ ☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ ☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧ ☐	資源の再利用を検討	☐

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨ ☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩ ☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫ ☐	関係法令の遵守	☐
⑬ ☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭ ☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮ ☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注1) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
(注2) 「関係法令の遵守」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号) 等を遵守することを示す。

(新設)

附 則

- この要領は、令和6年3月29日から施行する。
- この通知による改正前の国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の規定の適用については、なお従前の例による。